

平成28年2月定例会 県土整備委員会（事前）

平成28年2月15日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時16分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①，②，③）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計予算
- 議案第4号 平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算
- 議案第26号 興行場法施行条例の一部改正について
- 議案第27号 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定について
- 議案第28号 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について
- 議案第69号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

【報告事項】

- 鳴門わかめ産地偽装事案について
- 「とくしまー0作戦・地震対策行動計画」の見直し（後期計画）について（資料④，⑤，⑥，⑦）
- 徳島県戦略的災害医療プロジェクト「基本戦略」最終とりまとめについて（資料⑧）
- 「第10次徳島県交通安全計画（案）」について（資料⑨，⑩）

黒石危機管理部長

2月定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の説明資料により御説明申し上げます。

まず、県土整備委員会説明資料を御覧ください。

資料の1ページをお開きください。

平成28年度主要施策の概要についてでございます。

まず、1、県土強靱化の推進の（1）防災意識の向上と防災を支える人づくりでは、①防災メモリアルイヤーにおける重点啓発として、昭和南海地震から70年の節目の年に当たります、平成28年を防災メモリアルイヤーと位置付けまして、重点的な啓発活動を展開してまいります。

主なものとしましては、アの過去の自然災害を風化させない昭和南海地震70年式典や防災シンポジウムの開催、イの毎月一つのテーマに沿った点検を県民の皆様に呼びかける毎

月 1 点検運動の推進，ウの防災映画祭をはじめとした高校防災クラブと防災士の交流イベントなどを実施してまいります。

また②，防災人材の育成では，アのとくしま地震防災県民会議を核とした，とくしま防災フェスタなど，地震・津波を迎え撃つ県民運動の展開，ウのインターネットを活用した養成講座による防災士や地域の防災リーダーとなる人材の育成，オの昨年，本県で開催された全国初となる少年消防クラブの全国大会を契機とした少年消防クラブの活動支援などを実施してまいります。

次に，（2）災害を迎え撃つまちづくりの①，進化するとくしまゼロ作戦の推進では，南海トラフ巨大地震等における死者ゼロの実現と，強靱な県土づくりを推進するため，市町村等が実施する防災・減災対策に対し，きめ細やかな支援を行うものでございます。

主なものとしましては，アの市町村の国土強靱化地域計画に位置付けられた避難路や避難場所などへの緊急的な整備をはじめ，イの土砂災害警戒区域外への指定緊急避難場所等の整備，2 ページにまいりまして，ウの避難路や避難所の機能向上，オの孤立化想定集落に対する通信手段の確保などを行ってまいります。

次に，②災害に備える情報基盤や保安体制の構築では，アの県や市町村などとの災害情報共有や，県民の皆様への防災・災害情報の配信を迅速かつ円滑に行うため，総務省のG 空間関連事業の実証成果などを活用した災害時情報共有システムやすだちくんメールなど，システムの機能強化を図ってまいります。

次に，（3）安全・安心の体制づくりの，①戦略的災害医療プロジェクトの推進では，災害関連死をはじめとした防ぎ得た死をなくすため，平時と災害時とのつなぎ目のない医療提供体制を構築するものでございます。

主なものとしましては，アの災害医療力を強化するための応援・受援体制の強化や，災害医療を担う人材育成，ロジスティクスの機能強化をはじめ，イの避難所運営リーダーの養成，ウの医学的管理を必要とする要配慮者対策として，医薬品，資機材の整備などを行ってまいります。

また，②行政の対応能力の強化では，アのより実践的な総合防災訓練の実施や，イのテロや武力攻撃をはじめとした様々な危機事象への対応をはじめ，ウの消防防災ヘリコプターの新機体への更新を行ってまいります。

続きまして，3 ページを御覧ください。

次に2，くらしの安全安心の推進の（1）食の安全安心ブランドの確立では，①食品表示・適正化等の推進として，安全な食料供給体制の構築と安心な食生活の確保を推進するため，特定食品製造事業者届出制度の推進や食品製造過程の見える化を推進してまいります。

次に，②食の安全安心の確保・推進では，食品関連事業者への監視指導や啓発，消費者への適切な情報提供を行うこととしており，主なものとしましては，アの県産食品の高付加価値化による国内競争力の向上やT P Pを見据えた輸出促進につなげるための徳島県H A C C P 認証の推進，ウのとくしま食品表示Gメンによる機動的な監視活動等を実施してまいります。

次に，③生活衛生対策の推進では，県民の皆様のご生活衛生の向上を図るため，アの水道

事業者に対する指導などによる良質な水道水の安定供給，ウの生活衛生業界の活性化と徳島の魅力を発進するため，外国の生活習慣や食文化を理解し，良質なサービス提供につながる研修会等への支援を実施してまいります。

4 ページをお開きください。

（2）全国に誇る安全安心な消費社会の実現の，①ライフステージに応じた消費者教育の充実では，振り込め詐欺等のくらしのトラブルを防止するため，消費生活相談体制の充実や消費者被害防止施策を推進するとともに，②消費者庁，消費者委員会及び国民生活センターの誘致推進では，東京一極集中を是正し，地方創生を推進するため，消費者庁等の誘致を提案し議会の皆様方の御協力を賜りながら推進しているところでございます。来月3月には長官をはじめ，消費者庁職員が神山町や県庁に1週間程度滞在し，テレワークによる業務試験を，また4月以降には教育研修と商品テストの試験移転を行うこととなっております。課題を解決し誘致に向けて取組を推進してまいりたいと思っております。

（3）交通事故防止対策の推進では，アの交通事故総量を減少させるため，県民総ぐるみによる交通安全運動の展開をはじめ，ウの自転車での死亡事故ゼロを目指し，保険加入の促進や，安全運転競技大会の開催などに取り組んでまいります。

（4）人と自然が調和する社会の推進では，①犬・猫殺処分ゼロに向けた取組といたしまして，ウの災害救助犬やセラピー犬の育成をはじめ，エの更なる譲渡を図るため，平時にはボランティアの活動拠点として，災害時には救護シェルターとなる譲渡交流拠点施設の整備を推進してまいります。

②生物多様性の次世代への継承に向けた取組では，とくしま生物多様性センターを中心に，リーダー養成による普及啓発などを行ってまいります。

最後に，③野生鳥獣管理対策の推進では，アのニホンジカ，イノシシ，ニホンザルの個体数調整捕獲等の積極的な推進をはじめ，ウの次世代の狩猟技術者の育成・確保のための，捕獲方法の指導等を行う地域コーディネーターの育成等を行ってまいります。

以上が，平成28年度主要施策の概要であります。

続きまして，5 ページを御覧ください。

平成28年度一般会計・特別会計予算についてであります。

まず，一般会計予算についてですが，危機管理部の平成28年度一般会計予算の総額は，左側，平成28年度当初予算額A欄の最下段，計の欄に記載のとおり，51億8,531万7,000円となっております。

財源につきましては，財源内訳欄に記載のとおりでございます。

前年度当初予算額に比べ，15億3,877万7,000円の減額，率にして77.1%となっております。

減額の理由といたしましては，総合情報通信ネットワークシステム，これは県の防災行政無線であります，これの再整備工事が平成27年度で完了することに伴いまして約30億円の減額などが主なものでございます。

6 ページをお開きください。

特別会計予算についてでございます。

都市用水水源費負担金特別会計といたしまして，3,320万4,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。

課別主要事項説明についてであります。

なお、平成27年6月補正予算の計上があったものについて、B、前年度当初予算額の欄などの下段に括弧書きで、補正後予算額などを記載しております。

まず、危機管理政策課についてでございます。

防災総務費の摘要欄②、防災対策指導費では、オの昭和南海地震70年事業として、昭和南海地震70年式典や防災シンポジウムの開催に要する経費として500万円を、カのG空間防災情報ポータルサイト構築事業では、県民の皆様向けに地理空間情報を活用したポータルサイトの構築に要する経費として623万円を計上いたしております。

摘要欄③、防災センター運営費については、アの防災センター管理運営費をはじめ、8ページにまいりまして、ケの進め防災減災啓発事業では、防災メモリアルイヤーの一環として、防災映画祭や高校防災クラブと防災士の交流イベントなどを実施する経費として533万2,000円を計上いたしております。

その他、給与費などと合わせ、危機管理政策課の予算総額は、12億9,530万6,000円となっております。

9ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課であります。

防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費では、オの戦略的災害医療プロジェクト推進事業といたしまして、平時と災害時のつなぎ目のない医療提供体制の構築に要する経費として5,890万5,000円を、クの安心とくしまネットワーク基盤強化事業では、災害発生時における情報共有や県民の皆様への災害情報の配信を迅速かつ円滑に行うための経費として5,000万円を計上いたしております。

また、シの進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業では、市町村が実施する地域の実情に合ったきめ細やかな地震・津波対策に加え、複合災害対策などを支援する経費として、1億6,600万円を計上いたしております。

10ページをお開きください。

その他経費を合わせたとくしまゼロ作戦課の予算総額は、6億120万7,000円となっております。

11ページを御覧ください。

消防保安課であります。

防災総務費の摘要欄①、航空消防防災体制運営費では、イの消防防災ヘリ充実強化事業として、人工衛星を経由した映像伝送システム「ヘリサット」を搭載した次世代ヘリコプターに更新するための経費として、21億3,700万円を計上いたしております。

次の消防指導費の摘要欄①、消防指導費では、クの少年消防クラブ活動支援事業として、未来を担う防災人材を育成するため、少年消防クラブの活動を支援する経費として120万円を計上いたしております。

12ページを御覧ください。

その他経費を合わせた消防保安課の予算総額は、23億4,405万7,000円となっております。

次に、13ページを御覧ください。

安全衛生課でございます。

予防費の摘要欄①，動物愛護管理費では，オの譲渡交流拠点施設整備事業として，犬・猫の殺処分ゼロを目指し，更なる譲渡を図るため，譲渡交流拠点施設の整備の推進に要する経費として1,400万円を，カの市町村適正管理推進モデル支援事業では，ペットの不妊去勢手術や飼い主のいない猫の繁殖防止のための活動を支援する経費といたしまして400万円を計上いたしております。

食品衛生指導費の摘要欄①，食品衛生管理指導費では，エの食品輸出戦略支援事業としてT P Pを見据え，国際的衛生管理手法であるH A C C Pの導入支援に要する経費として425万円を，摘要欄②，乳肉衛生管理指導費では，アの阿波地美栄衛生管理スキルアップ事業として，阿波地美栄の安全性の確保を図るため，処理施設の衛生指導や認証に要する経費として150万円を計上いたしております。

14ページをお開きください。

摘要欄④，食の安全安心推進費では，イの徳島発食の安全安心実感創出事業として，食に関する安心感を実感していただくため，消費者などが一体となり，食品表示の適正化に関する各種施策を推進する経費として300万円を，次に環境衛生指導費の摘要欄①，生活衛生指導助成費では，ウの生活衛生同業組合外国人旅行者受入事業として，外国人旅行者の生活習慣や食文化を理解し，良質なサービスの提供を行うため，研修・講習会等の開催に要する経費として270万円を計上いたしております。

その他経費を合わせた安全衛生課の予算総額は，7億6万7,000円となっております。

15ページを御覧ください。

特別会計についてであります。

都市用水水源費負担金特別会計として，早明浦ダム建設事業上水道用水負担金など3,320万4,000円を計上いたしております。

続いて、16ページをお開きください。

生活安全課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①，消費者行政推進費では，ウのエシカル消費推進プロジェクトとして，人・社会・環境に配慮した消費行動，これがエシカル消費と呼ばれるものがございますが，この普及・啓発の推進に要する経費として1,000万円を，エの消費者庁等移転実施計画策定事業では，消費者庁などの移転に向けた実施計画の策定に要する経費として1,000万円を計上いたしております。

その下，運輸交通対策費の摘要欄②，交通安全対策費では，アの命を守る自転車安全適正利用促進対策事業として，後ほど御説明いたしますが，今議会で提出を予定しております徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例の施行を見据え，自転車の安全・適正利用と交通マナーアップなどの県民総ぐるみ運動を展開する経費として850万円を計上いたしております。

17ページを御覧ください。

環境衛生指導費の摘要欄①，自然環境保全等調査費では，アのとくしま生物多様性センター機能強化推進事業として，大学等の研究・教育機関と連携したセンターの機能強化や

生態系レッドリストの策定などに要する経費として 550 万円を計上いたしております。

また摘要欄②，鳥獣等保護費では，ウのイノシシ指定管理捕獲事業として，イノシシによる農作物被害を軽減させるための管理捕獲を実施する経費として 4,000 万円を計上いたしております。

その他経費を合わせた生活安全課の予算総額は，2 億 4,468 万円となっております。

18ページをお開きください。

その他の議案等として，条例案 3 件の提出を予定いたしております。

1 点目は，興行場法施行条例の一部改正であります。

興行場の公衆衛生上講ずべき措置について，暮らしの質の向上のための取組の必要性等に鑑みまして，興行場における喫煙室，便所の設備の基準について，所要の改正を行うものでございます。

2 点目は，徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例でございます。

本条例の制定理由につきましては，自転車の安全で適正な利用に関し，県，自転車の利用者，自動車の運転者の責任，県民，事業者などの役割を明らかにするとともに，自転車の安全で適正な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進や，県・市町村・県民・事業者・関係団体が協働した運動の展開によりまして，歩行者，自転車及び自動車等の安全な通行や，県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

19ページを御覧ください。

具体的には，（ウ）に記載の県が実施する施策や県民の取組を総合的に推進するための計画の策定とその公表，（エ）に記載の学校や家庭における自転車を安全で適正に利用するための教育や，事業者における関係法令の遵守や，自転車の点検・整備に関する教育，（オ）に記載の自転車を利用する者に対する自転車の点検・整備，（カ）に記載の自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入などを定めることとしております。

20ページを御覧ください。

3 点目は，徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正であります。

消費者安全法の一部が改正されたことに伴いまして，徳島県消費者情報センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めるものでございます。

続きまして，県土整備委員会説明資料その 2 について，御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

危機管理部における 2 月補正予算案といたしまして，最下段，計の欄から 2 列目に記載のとおり，2,423 万 8,000 円の補正をお願いするもので，補正後の予算額は 71 億 7,837 万 3,000 円となっております。

財源につきましては，財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして，2 ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について，御説明申し上げます。

生活安全課についてであります。

消費者行政推進費の摘要欄①，消費者行政推進費，アの徳島県消費者行政活性化事業に

においては、国の補正予算に対応するため、市・町における消費生活相談体制の整備等に要する経費として2,423万8,000円を計上するとともに、3ページに記載のとおり、繰越しをお願いするものでございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、4点、御報告させていただきたいと思っております。

まず1点目は、資料はございませんが、鳴門わかめ産地偽装事案についてでございます。

昨年11月の鳴門わかめ加工品の不適正表示事案の発覚を受けまして、鳴門わかめの信頼回復に向け様々な対策を講じてきた中、この度、鳴門市の株式会社半田聖治商店におきまして、原料が外国産であるわかめ加工品について、原料原産地を鳴門産と表示し、販売していた事実を確認しました。

このため、去る1月29日に食品表示法に基づき指示及び公表を行ったところであります。

また、当該事業者については、平成20年に原料・原産地表示が不適正であるとして、嚴重注意処分を受けたことに加えまして、今般は、専務が鳴門わかめブランド対策部会の部会長という要職であったことから、県としてもこの度の事案については、社会的影響も含め、大変重く受け止めており、食品表示法第19条違反、原材料の原産地の虚偽表示として、本日、鳴門警察署に告発いたしました。

今後は、警察の捜査に協力するとともに、徹底した監視活動を継続いたしまして、産地偽装は許さないとの強い気概のもと、不適正事案の未然防止と厳正な法執行を行ってまいり所存であります。

次に、お手元に御配布の資料2、資料3を御覧ください。

まず資料2でございますけれども、とくしまー0作戦地震対策行動計画の見直し（後期計画）についてを、資料3では、その全体版をお配りさせていただいております。

このうち、資料2の概要版により御説明させていただきます。

まず1、計画の経緯でございますが、地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するため、東日本大震災後の平成24年3月に現計画を策定いたしました。

平成27年度までを集中取組期間に設定し、様々な対策を実施してきたところであり、これまでの成果や課題を踏まえ、来年度から5か年の後期計画の見直しを行うものであります。

2、集中取組期間における主な取組といたしまして、（1）ハード対策では、災害拠点病院の耐震化や高速道路のり面を活用した避難場所の整備など、（2）ソフト対策では、国に先駆けた暫定津波高、津波浸水予測図の公表や、全国初となる津波災害警戒区域・イエローゾーンの指定などに、取り組んできたところであります。

一方、3、今後の計画見直しに向けた課題では、（1）これまでの計画推進における課題として、自助・共助による地域防災力の向上や、災害時の要配慮者への対策、（2）新たに見えてきた課題として災害関連死や複合災害への対応、（3）では、今年度実施をいたしました地震・津波県民意識調査から見えてきた課題として、自助の実践や正確・迅速な情報伝達などに対応していく必要があります。

裏面を御覧ください。

4、見直しの基本方針といたしまして、国土強靱化地域計画や、後ほど御説明いたしま

す戦略的災害医療プロジェクト基本戦略を踏まえ、記載のとおり計画の5本柱を再編いたします。

次に5、主な見直し内容といたしまして、（1）進化する命を守る対策の推進では、①県民防災力の強化として、防災メモリアルイヤーにおける毎月1点検運動の推進、防災士資格のWEB講義システム導入による取得支援など、②、防災機関の災害対応力の強化では、災害時情報共有システムの活用による広域連携体制の構築など、（2）広がる生活の質（QOL）確保対策では、災害拠点病院を中心とした応援・受援体制の構築など、（3）進展する強靱な社会づくりでは、次世代エコカーによる災害時の電力供給などを新たに盛り込んでいるところであります。

今後、県議会での御論議やパブリックコメントを経て、3月下旬に決定したいと考えております。

次に、お手元の資料4と資料5を御覧ください。

今、御説明させていただきました平成27年度徳島県地震・津波県民意識調査の結果と、沿岸地域の経年変化の概要を参考までに添付させていただいております。

続きまして、資料6を御覧ください。

戦略的災害医療プロジェクト基本戦略最終とりまとめについてでございます。

基本戦略につきましては、昨年度より有識者からなるプロジェクト会議における検討や議会での御論議を踏まえ、去る12月議会において基本戦略（案）を、御報告させていただいたところでございます。

その後、パブリックコメントを実施し、2月9日に開催されたプロジェクト会議において、お手元のとおり基本戦略最終とりまとめの報告を受けたところであります。

今年度中に基本戦略を策定し、盛り込まれた施策を着実に推進することにより、平時と災害時とのつなぎ目のない医療提供体制を構築し、災害関連死をはじめとした防ぎ得た死者ゼロの実現に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、資料7として第10次徳島県交通安全計画（案）についてを、資料8ではその全体版をお配りさせていただいております。

このうち、資料7の概要版により御説明させていただきます。

まず、1、計画策定の趣旨でございますが、この計画は交通安全対策基本法に基づき、県内の陸上交通安全対策を総合的に実施するために5年ごとに策定しており、今後、更なる施策の推進を図るため、第10次計画を策定するものであります。

2、徳島県の現状といたしまして、現計画の最終年である平成27年の死者数は全国最少の27人、計画期間5年間の平均は37.6人となっており、死者数に占める高齢者の割合は全国の52%に対し、徳島県では64%と高くなっております。

このため、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の交通安全対策の関係部分を昨年12月25日に一部施行したほか、自転車の安全で適正な利用に関する条例を今議会に提案を予定しているところでございます。

3、計画の基本理念としては、①交通事故のない社会を目指す、②人優先の交通安全思想をはじめとする七つの柱を掲げております。

今回、特に自転車による事故死者ゼロを目指すこと、バックブザー等の吹鳴義務化を新

たに盛り込んでおります。

裏面を御覧ください。

4，対策の概要についてであります。

（1）道路交通の安全の，①目標といたしまして、平成32年までに死者数を20人台前半を目指すこととし、②主な施策として障がい者や高齢者等交通弱者に配慮した施策や、自転車のマナーアップ等を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、（2）鉄道交通の安全の，①目標では、乗客及び運転事故死者数ゼロを継続すること、次に、（3）踏切道における交通の安全の，①目標では、踏切事故件数ゼロを目指すこととしております。

5，計画の期間としましては平成32年度までの5年間、今後のスケジュールとしましては、県議会での御議論を踏まえまして、その後、パブリックコメントを実施した後、交通安全対策会議において策定したいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

杉本委員

徳島県交通安全協会の会長でもある我がほうの檜本会長さんのテーマで、12月の定例会で質問させていただきました。もともとは横浜へ動物愛護センターの視察に行つて、坂道を電動自転車に乗ったおばさんが勢いよく上がってきました。それを見ていた檜本会長は、杉本あれは危ない、あれは質問せないかんという、非常に単純なことでございます。私は山の中の生まれですから子供の時分から自転車に乗ったことがなかったんですが、しかし聞きますと、今の説明の中で自転車事故ゼロという目標を立てておりますし、私も質問をした以上は責任がありますので駄目を詰めさせていただきたい。よろしく願いいたします。

まずは最初に、条例もでき、命を守る自転車の予算が提案されております。自転車の交通事故の発生状況について、特に中学生、高校生、高齢者の事故の状況をお知らせいただきたい。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から自転車の交通事故の発生状況並びに中学生、高校生、高齢者の事故の状況はという御質問を頂いたかと存じます。

まず初めに、交通事故全体の発生件数としましては、平成26年が4,372件、平成27年が3,866件ということで、対前年比11.6%減っております。このうち自転車につきましては平成26年が746件、平成27年が607件で、対前年比18.6%の減少となっております。そ

のうち自転車での交通事故死者数につきましては、平成26年も平成27年も6名でございますが、平成27年の死者数6名のうち5名、83%になるんですが、高齢者の方となっております。

次に中学生、高校生、高齢者の交通事故の発生状況でございますが、平成27年度、先ほども607件と申し上げましたが、中学生が63件、10.4%、高校生が118件、19.4%、それから高齢者が156件、26%となっております。高齢者、高校生、中学生の順に事故が多発しております。この三つを合わせますと全体の55.5%となっております。

杉本委員

高齢者、高校生、中学生の順に事故が多いとの話です。当然ながら自転車を交通手段として利用しなければならない人ほど事故に遭いやすい。これは理屈のとおりですが、中でも自転車による交通事故死者数は6人中、高齢者は5人ということでありましたが、高齢者は年とともに体力の低下等、判断力の衰え、命を落とす重大な事故につながるということであろうと考えられます。そこで自転車の交通安全条例において、高齢者の交通安全をどのように定めていくのか、進めていくのかを御質問させていただきます。

小椋生活安全課長

ただいま、条例において高齢者の交通安全をどのように定めるのかという御質問でございます。まずこの条例案を今提案させていただきましたが、まず県では自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を県の責務としますとともに、高齢者をはじめとした自転車利用者の皆様には道路交通法などの法令遵守、それから交通事故防止に必要な知識の習得、それから障がい者、高齢者の方が安全に歩道を通行できますように、場合によっては自転車から降りて押して歩くなどの配慮というような交通マナーの向上、それから、御自身が運転されているときに命を守るためにヘルメットの着用、それから、反射材ですとか前照灯など、安全器具の備えつけなどを責務とさせていただいたところでございます。

また、自転車利用者に限らず家庭や地域におきましても、特に家庭では高齢者の同居者の方などが高齢者に対しましてヘルメットの着用ですとか点検整備など、安全で適正な利用に関して必要な助言に努めるとさせていただいたところでございます。また地域では老人クラブや交通安全団体等が中心となって自転車の交通ルール、それからマナーの向上など、安全で適正な利用に必要な普及啓発などの取組に努めるという形で、役割についても盛り込んできたところでございます。条例制定後は県と自転車利用者の責務はもとより、地域や家庭の皆様におかれましてもこの条例の趣旨を参酌いただきまして、自転車の交通安全対策に御協力いただけるようしっかり周知や協力などを求めてまいりたいと考えているところでございます。

杉本委員

条例案において、県は自転車の交通安全の教育を責務とする。高齢者には交通ルールを習得する、マナーの向上などに努めるという話ですが、具体的に何をなさるのか、どのよ

うにするのかをもう少し詳しくお願いしたい。

小椋生活安全課長

ただいま、高齢者につきましての自転車の交通安全、何をするのか、取組をとということで御質問を頂いたところでございます。まず一つ目としましては、自転車の交通ルールを守り、そしてマナーの向上を図るため、県下の老人クラブを中心としました高齢者の自転車マナー競技大会を開催したいと思っております。この競技大会は、松茂町にあります運転免許センターに自転車の運転講習コースというものを設置しております、これを利用した自転車の実技ですとか、交通ルールの筆記試験、それから課題を与えましてどう対処するかということでグループ討議などを通じて交通ルールやマナーの向上などを図っていければと考えております。

また、自転車は使いやすい乗り物でございますので、慣れですとか不注意が重大事故につながるということも自覚をしていただき、日頃から適切な行動をとってもらうべく、スタントマンを活用しまして、自転車での事故を再現する体感型の交通安全教室なども開催し、より自転車の安全が大事だということを伝えてまいりたいと考えているところでございます。

杉本委員

小椋課長さん、講習会というのは一生懸命来る人は来る。来ない人がいることに問題があるのではないですか。私は行ったことがないし、自転車に乗りもしない。しかし、来ない人を呼び出すような方法、来ない人にマナーを守らせるようにしなかったら、ちょっと答えが模範的過ぎて、ここはもっと工夫がいるんじゃないでしょうか。さっき、スタントマンという話も出ていましたが、こういうのだけ見に行かなかつたら見られませんよ。ここはもうちょっと工夫した答えがあるのではないですか。

小椋生活安全課長

ただいま委員から交通安全に関心の高い人が来て、低い人には啓発できないんじゃないか、それから、現場へ行けば見られるけど、見られない人はどうするかというお話も頂いたかと思っております。これにつきましては、確かに委員からお話がありましたように、こういう会にお集まりいただく方は老人クラブの方などでも交通安全意識の非常に高い人が中心になるということは想定されます。このため、逆に学んでいただいた方というのは非常に意識が高いということで、学んでいただいたことを是非とも地域にお持ち帰りいただいて、高齢者の方を中心とした、地域で自転車交通安全リーダーとして老人クラブの活動とか、そういうところにおいて普及啓発とか推進をしていただけるよう取り組んでまいれないかと考えたいと思っております。

さらに、今、スタントマンを使った事故再現の教室につきましても多くの人に見ていただくことが確かに大事だと思います。それによって日頃の意識を高めていただくというのが大事であります。このため、今後検討しようとは思っているんですが、県下のケーブルテレビ局などとの連携によりまして、地域でケーブルテレビを通じた放送とか、そういう

形で、そこに交通安全の要素、その現場での状況というものを中継、若しくは繰り返し放送することによって啓発につながればと思いますので、これにつきましては委員からの御提案を踏まえ、関係者とも協議をしまして十分に工夫を凝らしていければと考えているところでございます。

杉本委員

ケーブルテレビの活用が一番効果があるかもしれません。那賀町のケーブルテレビも那賀町議会を1週間ぐらい続けてやっているかな。一番多いのが老人会の踊りで、これは毎日毎日、あれぐらいしつこくやったらいけると思うので、是非一つ頼みに行ってくださいよ。

次に話を変えてしまいますが、高校生の自転車事故をなくすために教育委員会と連携してヘルメットの着用を推進すると記載しておりますが、現在何人の高校生がいて、何人が自転車に乗っていらっしゃるのでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から高校生の自転車の利用状況について御質問いただきました。まず、高校生の人数でございますが、平成27年5月時点での統計でございますが、高校の学校数は35校ありまして、生徒数としましては1万9,743人という形で当時の在学数ということになっています。このうち通学方法を自転車とする高校生につきましては、約1万1,500人、全体の6割となっているところでございます。

杉本委員

約1万9,000人の高校生のうち6割が自転車で通学している、そういうことになるのでしょうか。ヘルメットの着用を推進するために、どのように連携がされるのか、それもまた例を挙げて御説明していただきたい。

小椋生活安全課長

高校生のヘルメット着用の推進について、どのように取り組むのかという御質問を頂きました。これにつきましては、まず各高校におきましては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、高校生による交通マナークラブというのが学校に設置されております。各校で交通安全リーダーというものを任命するという事で、考え方としましては1クラス当たり1個ぐらいを目安に、ヘルメットを配付して、ヘルメットの必要性を普及啓発したいと考えております。

それから、マナークラブ全体を通じてヘルメット以外にも、夕方暗くなるときの早めのライトの点灯ですとか、それからスマートフォンなどを使うようなながら運転の防止、それから、よくこれも問題になっておりますが、並列走行の禁止など、マナーの向上、違反行為の防止運動に教育委員会、学校それから学校の近くの警察とも連携して取り組んでまいればと考えております。

あわせまして反射材の取付けですとか自転車の点検整備についても率先して取り組んで

もらうことによって、常に安全な自転車の状態を保つ適正利用を進めることによりまして、学校だけではなく、できましたらこの取組を地域の方々にも注目していただくことで、高校生から始まって地域へという形で県民の皆様が自転車の交通安全に理解を深めてもらい、行動してもらえよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

杉本委員

12月の本会議で知事から答弁を頂いて、是非とも県民を挙げて自転車事故ゼロの実践を挙げていただきたいと要望しておきます。

井川委員長

午食のため休憩いたします。（12時00分）

井川委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時04分）

それでは、杉本委員お願いします。

杉本委員

次に、第10次の交通安全計画（案）が報告されておりました。道路交通の安全を目指し、平成32年までに死者数を20人台前半とすると出されておりました。目標が定められていますが、平成27年の死者数が27人になっておるのに対しまして設定目標が小さ過ぎるのではないかというような気がしますが、あくまでもゼロの方を目指すべきと思いますが、お答え、決意をお願いします。

小椋生活安全課長

ただいま、委員から第10次の交通安全計画の道路交通の死者数の目標を20人前半とするのが設定が小さ過ぎるのではないかという御質問であったかと存じます。まず初めに、この交通安全計画は5年を1期とした計画でございまして、これを27人に設定した理由でございまして、過去5年ごとに計画を実施してございまして、これまでの経緯を申し上げますと、平成18年から平成22年にかけて実施しました第8次の交通安全計画のときには、抑止目標を50人台前半と定めておりました。その最終年度である平成22年には44人ということで目標を達成したところでした。それから、計画期間中の平均を取りましても平均は50ということで目標を達成し、それを踏まえて今現在やっております第9次、平成23年から平成27年にかけてやっている計画でございまして、これにつきましては8次の計画目標から更に3割減らそうということで、抑止目標を30人台後半ということで定めて各種交通安全対策をやってまいりました。その計画スタート当時は30人台後半というものに対して49人だったかと思いますが、かなり多くの方が亡くなられてまして、その後、増減を繰り返しながら平成26年には31人、最終年であります平成27年は27人、これが奇しくも全国最小となったわけで、大幅に抑止できたわけではございます。ただし計画期間中の死者数の平均を見ますと37.6人ということで、計画目標と同等ぐらいで終わったということも実は

あります。それからもう一つ、設定の要因の一つとしまして、都道府県の交通安全計画策定の指標としまして、国の方では第10次の交通安全基本計画の案が今策定に向けて検討が行われておりまして、この目標が第9次、国全体では3,000人以下となっております、それを10次では17%減の2,500人以下とする方向で検討が行われております。ただし、徳島県の場合、第8次、第9次の計画の目標を達成したということと、第9次で最終年が平成27年ということもあったんですが、全体の平均も両方加味しますと20人台前半、ただし、これは国が削減しようとする目標に比べれば徳島県としては約4割死者数の抑止目標ということで、国を大幅に上回るとは考えております。ただし、お話にもありましたように、基本はやはり交通事故は死者数ゼロというのが、誰もが安全な交通ができるということが理想でございますので、抑止目標としては20人台前半ということを決めつつも、可能な限り、究極はやはりゼロを目指す交通安全でなければならないと考えております。このため、次期計画の目標達成に向けましては、自転車の条例を提案していたり、障がいのある人も暮らしやすい徳島条例というものができておりますので、これを踏まえまして自転車の安全で適正な利用と、それから障がい者の暮らしやすい条例につきましてはバックブザーですとか、車両接近装置を鳴らすことによって、運転者も注意をするし歩行者にも気づいていただくとか、そういうようなことも進めることによって、県独自の取組も加えて是非とも死者数をなくしていくという取組を進めていきたいと思っております。

杉本委員

障がい者、これは前に喜多委員が言ったんですね。自転車は先ほどお話を聞いたとおりでございます。いずれにしても小椋課長さんがおっしゃるようにゼロが目標、そして理想ですが、是非目標どおり努力していただきたい。しかし、今年に入ってもう8人ですか。実際は難しいですね。私も40年余り無事故無違反だったんですが、このところ携帯電話で二遍続けて捕まってしまいました。この間も情けないことに、大型トラックの後ろに止まって、ちょうど電話が鳴ったわけではと取った。前を見てみたら大型トラックが信号で前に行ってしまうと私だけ止まっておいて、おまわりさんが真ん前にぼんとおった。是非全国最少というところを目指して努力していただきたいと申し上げて終わります。ありがとうございました。

喜多委員

先ほどの黒石部長の説明の中でも消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの誘致推進についてということで、東京一極集中を是正し、地方創生を推進するとともに、消費者目線、現場主義に立った日本の消費者行政の立場から発信するため、消費者庁や国民生活センター等の誘致に必要な環境を整備するという御説明がありました。もちろん来年度の目標ということでもありますけれども、その中で、いろいろな動きがあって、私も最近会に行くたびに消費者庁はどうなのかという話とか、どれだけの規模で移転してくれるんだとか、本当に関心は非常に高いということで、徳島県へ国の省庁が来てほしいなという思いが本当に県民というか市民一人一人に強いものがあるなということを感じております。是非これから頑張ってくださいなと思っております。そういう前提のもとで2月12日に開催

されました地方創生挙県一致協議会で徳島移転を求める要望書がまとまりました。そして、国への誘致の働きかけを強めるために、県内各界、各層の代表者らで消費者庁国民生活センター等徳島誘致協議会が設立されました。そして、その中で実現に向け、挙県一致で取り組むなどの行動宣言が決定されたようでございます。

そして、県議会においても9月定例会で地方移転に関する意見書を県議会の総意として提出しました。そして、12月定例会でも徳島移転の実現を求める意見書を可決して、議長が国に提出されたところでございます。まさに県を挙げて徳島移転を推進しているということでもあります。

そこで、まず消費者庁の誘致に向けたこれまでの取組状況についてお尋ねをいたします。

勝間危機管理政策課政策調査幹

今、喜多委員の方から消費者庁等の誘致に向けたこれまでの取組状況について御質問を頂いたところでございます。この取組につきましては地方創生を所管しております政策創造部と緊密に連携をしながら前向きに、積極的に取り組んでいるものでございます。

まず、この端緒は、昨年3月、国の方からの提案募集に応募する形で、昨年8月末に消費者庁、それから国民生活センターにつきまして徳島県から誘致の提案を行い、その後、まち・ひと・しごと創生本部の事務局、あるいは有識者会議のメンバーの方々と断続的にヒアリングを行ってきたところでございます。

こうした状況の中、昨年の12月14日、消費者行政を担当しております河野大臣が来県されました。この県庁舎でございますとか、神山町などを視察されました。その後、記者に囲まれた中で今年3月に1週間程度、長官をはじめ、消費者庁職員の派遣、滞在による業務試験の実施、それから、それを踏まえました夏頃における1か月程度の業務試験の提案がなされたところであります。

また、委員からお話がありましたとおり12月22日には県議会の意見書を川端議長から河野大臣に直接提出を頂いたところでございます。

年が明けまして1月8日には飯泉知事が河野大臣に関西広域連合、それから四国知事会から出ております要請文を提出したところでございます。その際、大臣の方から更に4月以降において国民生活センターの教育研修、それから商品テストの徳島への試験移転について御提案を頂いたところでございます。

また、1月27日には消費者庁、それから国の有識者会議のメンバー等々が入ってございました意見交換会に飯泉知事が出席し、本県への消費者庁等の移転の意義等について説明を行ってきたところでございます。

そして、先週になりますけれども2月12日、委員からお話のとおり地方創生挙県一致協議会で要請文がまとまり、その後、消費者庁、国民生活センター等徳島誘致協議会が設立され、受入れ体制の構築を初め県を挙げて取り組む行動宣言が採択され、体制を整えているところでございます。

喜多委員

担当の大臣、河野大臣が徳島へ来ていただいて、この県庁と神山町、私はテレビだけし

か見ていませんけれども、力強い応対を頂いて、本当に何か一歩も二歩も前進したような感じがいたしました。うれしく思ったのは私だけではないような感じがいたします。

そこで、昼もちょっと話をしておったんですけれども、この消費者庁の職員の根強い反対というか、余り行ってほしくないという話を側聞いたしますけれども、いろいろと今話がありました業務試験ということで3月、4月、私も心から期待しておる1人でございますけれども、県側の準備と今後の体制、スケジュールについてお尋ねをいたします。

勝間危機管理政策課政策調査幹

今、徳島移転の実現に向けました県の準備体制、それから、スケジュールについて御質問を頂いたところでございます。昨年12月に河野大臣が来県された際、それから1月に河野大臣が来県された際に、それぞれ御提案を頂いているところでございます。まず、12月に頂いた業務試験の提案に対しましては、県庁内関係部局の実務者からなります消費者庁神山オフィス準備チームというものを12月18日に立ち上げ、その後、課題の抽出や対応策を検討いたしますとともに、消費者庁の実務者と協議を随時行っているところでございます。

それから、1月の分でございますけれども、飯泉知事が河野大臣に要請文を提出した際の消費生活センターの教育研修、それから商品テストの試験移転の提案に対しましては、直ちに1月13日に県庁内の関係する各部局で構成いたします国民生活センター教育研修業務試験移転準備チーム、それから同様に商品テストの業務の試験移転準備チームをそれぞれ立ち上げたところでございます。今現在、例えば研修業務につきましては研修の会場、それから周辺の宿泊施設のリストアップ、また商品テストにつきましては研究施設の平面図や検査機器のリストの作成など準備作業を行うとともに、こちらの方につきましては国民生活センターの職員の方々と今具体的に協議を一步一步進めているところでございます。

こういう準備を積み重ねまして、例えば全国から研修に来られた方々が徳島で研修を受けて良かったというふうに思っただけのように、また商品テストにつきましても本県の強みでありますLEDあるいは製菓分野をうまく活用することで充実したテストができるよう、それぞれ消費者庁、それから国民生活センターとの協議の中で本県側から積極的に提案してまいりたいと考えているところでございます。引き続き、3月の業務試験、それから4月以降の試験移転に向け万全の体制で準備を行いたいと考えております。

それから、今後のスケジュールにつきましては、この大きな方針でございますけれども、3月の下旬頃、安倍総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部において政府機関の移転の基本方針というものが決定されると伺っているところでございます。

喜多委員

県庁の中では消費者庁神山オフィス準備チームとか国民生活センター教育研修業務試験移転準備チーム等々を立ち上げて、これからも準備を進めていくということで、報道にもありますように3月の業務試験と4月の試験移転、そして3月下旬頃の政府機関移転基本方針が本当に決定を期待する1人であります。

今、当初の部長の説明でも予算が1,000万円ということで計上されております。消費者

庁等移転実施計画策定事業ということで、今までの成果を是非 3 月の下旬に向かって一層頑張ってもらいたいと思っております。この 1,000 万円の内容等についてお尋ねいたします。

勝間危機管理政策課政策調査幹

今、委員の方から当初予算案として提出予定の消費者庁等移転実施計画策定事業の内容につきまして、御質問を頂きました。消費者庁は、先ほども申し上げました 3 月、それから夏頃の業務試験、それから国民生活センターにつきましては 4 月以降に予定されております試験移転を行うということになっておりますけれども、こういった実証実験を踏まえまして、今後移転の可否でありますとか移転する場合の規模が決定されていくのではないかなと考えているところでございます。現在、移転先の候補先といたしましては、消費者庁につきましては県庁の 9 階と 10 階、それから国民生活センターにつきましては鳴門合同庁舎を中心といたしまして既存ストックの活用を念頭において提案し、検討を進めているところでございます。

こうした状況にありまして、本県としても早期に受入れ体制の整備を図り、国の動きに迅速かつ柔軟に対応するため、こういった業務試験あるいは試験移転と並行いたしまして、例えば移転した場合に必要な面積の精査でありますとか、あるいは執務室、それから会議室等の配置などの基本的なレイアウト、それから、国の機関と県の機関との共用スペースの扱いでありますとか、細かい話になりますけれども、駐車場の確保など、いわゆる庁舎管理の面といった移転に向けて消費者庁、あるいは国民生活センター等々と具体的な協議を進める上で必要となる事項をしっかりと調査検討いたしまして、今回計上しております予算を用いまして移転実施計画として取りまとめたいと考えているところでございます。

喜多委員

3 月下旬に基本方針で移転の範囲とか期間とか時期とかがいろいろ決まるような感じもありますけれども、私だけではなく議会も、そして大多数の県民が是非、国の省庁に来てほしいなという思いが本当に強い中で、これからも力を合わせて頑張ってもらいたいなと思っております。ただ今言ったように、業務試験や試験移転のクリアしなければいけない点が多々あると思いますけれども、これからの徳島にとって国の省庁が徳島にあるということだけでもすごいことだと思いますし、若い人の期待も大なるものがあると思います。これからまだ紆余曲折あって大変だろうと思いますけれども、知事を先頭に是非実現するように頑張ってもらいたいと思います。

最後に、黒石部長の決意を述べていただきたいと思います。

黒石危機管理部長

ただいま、喜多委員さんから移転実現に向けての期待、そして励ましの言葉を頂いたところでございます。お話にもありましたように、この政府機関の地方移転、徳島のことだけではなく、やはり東京の一極集中の是正、そして地方創生へのこれはもう切り札として、国におきまして閣議決定もされているということでございます。これは地方への新しい人

の流れを作りだす、その突破口となるものでございまして、その後には当然東京に集中した企業本社の地方移転、こういったものがあるわけでございます。特に消費者庁の徳島移転ということにつきましては、日本の消費者行政、これは今、霞が関で消費者庁がやっていますけれども、これをやはり現場主義、そして消費者目線、これに転換していくという意味でも日本全体にとりましても大きな意義を持っている。もちろん徳島にとりましては、例えば宿泊の教育研修ということでも、年間今、相模原の方に5,000人を超える研修が来ておりますし、それが1人当たり2泊、3泊する、そういった現実的なものもございまして、大きくそういった貢献をするものというふうに考えております。

3月の業務試験、そして4月以降にはこの宿泊研修、教育研修、そして商品テストの試験移転もありまして、ハードルとしては高いものもあろうかと思っておりますけれども、県民の皆様方の期待そして先般の挙県一致協議会におきましても非常に若い人もこの消費者庁の移転に対して関心もありますし期待もあるというところでもございまして、こうした期待に添えますように県議会の皆様方とも一致協力をさせていただきまして全力で取組を進めてまいりたいと考えております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時30分）